

生産性向上・賃金引上げ奨励金制度に関するQ&A

令和8年6月12日現在

No.	Q	A
1	どのような制度なのか。	国の業務改善助成金（生産性向上のための設備投資等への助成。以下「助成金」という。）の交付決定を受けた事業者のうち、最低賃金を一定以上引き上げる事業者に対して、奨励金を交付する制度です。
2	申請の要件はどのようなものか。	助成金を活用した事業者のうち、市内事業場内最低賃金を70円以上引き上げた事業者が対象となります。
3	申請者は誰か。	申請者は、奨励金の交付を受けようとする事業者です。
4	助成金の対象となる労働者の考え方として、複数の事業場分を合算していいのか。	複数の事業場をまとめて、事業者が申請してください。ただし、1事業者に対して最大50万円（上限5人）となります。 （例） 市内ABCの3つの事業場について、ABC全ての事業場内最低賃金を引上げ、助成金を申請・交付決定を受けた場合 ⇒それぞれの事業場に助成金の対象となる賃金を引き上げる労働者が1人ずついる場合は、合算して3人を対象とすることができます（上限5人）。
5	申請期間はいつまでなのか。	令和9年3月5日まで（事務局必着）です。
6	令和7年度助成金、令和8年度助成金それぞれ別々の生産性向上設備投資等に係る交付決定を令和8年4月以降に受けた場合、奨励金はそれぞれ申請できないのか。	それぞれの国の業務改善助成金の交付決定で70円以上の賃金引上げが行われた場合は、それぞれ申請いただけます。 ただし、1事業者に対して最大50万円（上限5人まで）となります。
7	申請後、奨励金の交付決定までどれくらい期間がかかるのか。また、奨励金の支給はどうか。	申請後、賃金台帳等提出書類に不備がない場合は、概ね1か月後の交付決定を想定しております。 支払いに関しては、交付決定より20日から1か月を目途に申請のあった口座にお振込みします。
8	助成金は70円以上の賃上げに達していないコースで申請しているが、「賃金を引き上げる労働者」の中に70円以上賃上げしている労働者がいる場合、奨励金の支給対象となるか。	支給対象となります。助成金のコースが70円以上の賃上げ以下のコースである場合も、交付決定を受けた賃上げの労働者の中に70円以上賃上げを行った方がいる場合は、その方を「賃金を引き上げる労働者」と考え、その人数に応じた奨励金の申請が可能です（上限5人）。
9	助成金申請時には、70円以上の賃上げを行っていなかったが、独自に再度賃上げを行い、助成金申請前から合算し70円以上引き上げることとなった場合、奨励金の支給対象となるか。	支給対象となります。 国の業務改善助成金の交付決定通知を既に受けている事業場が、当該事業場内最低賃金を独自に再度引き上げ、国の交付決定前の事業場内賃金から70円以上引き上げた場合は奨励金の支給対象としています。 また、助成金の申請時期などにより、本奨励金の申請期限等が異なりますので、詳細は、事務局にお問い合わせください。